

消費税の申告納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 平成9年4月施行	【平成15年改正】 平成16年4月施行	【社会保障・税一体改革】 平成26年4月施行	【令和元年10月施行】	
年12回 (確定申告1回 中間申告11回)				(6,000) 4,800万円超	(6,095.23) 4,800万円超	(6,153.84) 4,800万円超	前課税期間の 年税額 4,800万円 500万円 400万円 60万円 48万円
年4回 (確定申告1回 中間申告3回)		500万円超	(500) 400万円超	(6,000) 4,800万円以下 400万円超 (500)	(6,095.23) 4,800万円以下 400万円超 (507.93)	(6,153.84) 4,800万円以下 400万円超 (512.82)	
年2回 (確定申告1回 中間申告1回)	60万円超	500万円以下 60万円超	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	(507.93) 400万円以下 48万円超 (60.95)	(512.82) 400万円以下 48万円超 (61.53)	
年1回 (確定申告1回)	60万円以下	60万円以下	(60) 48万円以下	(60) 48万円以下	(60.95) 48万円以下	(61.53) 48万円以下	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告(年1回)が可能</div>							
消費税率 (地方消費税を含む)	3 %		4 % (5 %)		6.3 % (8 %)		7.8 % (※) (10 %)

(注) ()書きは、地方消費税(消費税率換算相当)を含む。

(※) 軽減税率が適用されるものについては、税率6.24%(地方消費税と合わせて8%)。